

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）			
分野別施策	今後の方向性	第6期（R3～R5）からの課題	分野別施策の行動目標（案）		
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進	①都市施設のバリアフリー化の促進 ・バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、引き続き都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。 ・市有建築物等のバリアフリー等の改善要望について、全体的な進捗を把握しながら計画的に対応していく必要があります。 ・民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。	1. 市有建築物等のバリアフリー化の推進 ① 市有建築物・道路・公園等について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。 ② 当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。		
			建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室 建築室		
			2. 「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導 ① 一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施します。 ② 既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を行います。		
			審査指導室 審査指導室		
			(2) 移動支援の充実	①円滑な移動と施設利用の総合的推進 ②移動困難者支援策の検討 ・北大阪急行線延伸に伴うバス路線路線網に合わせ、さらなる公共交通のバリアフリー化及び市内移動の充実が必要です。 ・この間の運行状況を踏まえ、オレンジゆずるタクシーの持続可能な事業のあり方について引き続き検討が必要です。 ・市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。	1. 新駅におけるバリアフリー等に配慮した整備の推進 北大阪急行線延伸による新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。
					鉄道延伸室 北急まちづくり推進室
	2. バリアフリー交通網の整備 ① 公共交通機関の利用が困難な対象とした福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーについて、これまでの運行をふまえ、持続可能で効率的な運行に向けて検討を進めます。 ② オレンジゆずるバス(ノンステップバス導入率100%)の運行により、市内移動の充実に努めます。 ③ 路線バス事業者の主体的なノンステップバス導入を働きかけます。 ④ 北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編により、さらなる市内移動の充実にめざします。				
	健康福祉政策室 交通政策室 交通政策室 交通政策室				
	3. 移動しやすい歩道の整備促進 ① 市内各所に残る歩道段差(傾斜・勾配等の改善を含む。)について整備を実施し、整備率100%をめざします。 ② 道路に関する要望は、優先順位づけを行い、計画的に改修を進めます。				
	道路管理室 道路管理室				
	(3) 住まいの確保と住環境の整備	①公的住宅・民間住宅の活用推進 ・民間住宅の活用の推進について、より効果的な推進内容を実施するため、周知方法等の検討が必要です。 ・住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援策・バリアフリー化支援策の周知を進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取組みを進める必要があります。 ・入居契約に至るまでの調整に加えて、入居後も安全で安心した地域生活が送れるように継続的な支援が必要です。	1. 公的住宅の活用の推進 ① 市営住宅の1階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。 ② 市営住宅の空家募集において、障害者等を対象とした倍率優遇の実施により、優先的に供給します。		
			営繕室 営繕室		
2. 民間住宅の活用の推進 ① 民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住居リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。 ② 「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。 ③ 障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。					
営繕室 障害福祉室 営繕室 地域包括ケア室					
(4) 情報バリアフリーの推進			①行政情報の提供の充実 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、意思疎通支援策の充実及び理解促進の取り組みが必要です。 ・ICTの進展もふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実、情報利用の支援が必要です。 ・ホームページのアクセシビリティチェックの精度を上げ、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。 ②情報利用の支援 ・読書バリアフリー法の趣旨をふまえ、引き続き図書館の環境整備、利用支援を進める必要があります。 ・手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援策の継続、新たな支援策の検討、意思疎通支援の必要性に対する周知・啓発が必要です。	1. 点字・音声・手話等による行政情報の提供の充実 ① 個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。 ② 市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。 ③ 手話通訳や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。 ④ デジタル技術の活用なども含め、障害特性に応じた行政情報の提供の充実を進めます。	
				全関係課室 全関係課室 障害福祉室 全関係課室	
		2. 障害者が情報を入手しやすいホームページの作成 ① html版やバリアフリー及びアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。 ② テキスト版・読み上げ対応PDF版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。			
		箕面広報室 全関係課室 全関係課室			
		3. 図書館サービスの利用支援 ① 点字図書の提供を進めます。 ② 録音図書の作成と提供を進めます。 ③ 音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。 ④ 点字・録音図書や新刊図書などの情報提供に努めます。 ⑤ 誰もが読書ができるアクセスしやすい本の整備に努めます。			
		中央図書館 中央図書館 中央図書館 中央図書館 中央図書館			

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）	
分野別施策		第6期（R3～R5）からの課題	分野別施策の行動目標（案）
1 生活環境の整備	(4) 情報バリアフリーの推進	<p>③意思疎通の支援</p> <p>①網羅的な安否確認体制の構築</p> <p>②継続的な支援体制の構築</p> <p>③平常時の防災にかか る取組</p>	4. 意思疎通支援の実施
			① 手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、救急・火事等の緊急時に音声での通報が難しい方の通報支援を進めます。 障害福祉室
	② 市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。 障害福祉室		
	③ 事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 議会事務局議事室		
	④ 選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。 選挙管理委員会事務局		
	⑥ 手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、デジタル技術の活用なども含めた障害特性に応じた意思疎通支援策の充実、周知・啓発による理解促進やボランティア養成を進めます。 障害福祉室		
	(5) 安全・安心な防災対策の推進		1. 大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり
			① 自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。 市民安全政策室
			② 全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。 市民安全政策室
			③ 重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。 市民安全政策室
④ 重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。 市民安全政策室 健康福祉政策室			
⑤ 地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、さらなる周知を進めます。 市民サービス政策室			
2. 災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり			
① 「避難行動要支援者名簿」を活用し、日頃からの見守り体制を強化します。 市民安全政策室 健康福祉政策室			
② 避難行動要支援者のうち同意が得られたかたについて、災害時に避難支援を行う者や避難先、避難経路等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を進めます。 健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室			
③ 継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」について、必要に応じて更新し、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。 健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室			
④ 障害者が安全に安心して避難所に避難できるように、多様な障害特性に応じた避難所運営マニュアルの充実を図ります。 市民安全政策室			
⑤ 災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。 障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室			
⑥ 福祉避難所の具体的な運営方法について協議を進めるとともに、連携強化に努めます。 障害福祉室 高齢福祉室			
3. 「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施			
① 全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。 市民安全政策室			
② 障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の訓練を実施し、平常時からの地域コミュニティとの連携に取り組みます。 市民安全政策室			
② 地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等の多様な避難者への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。 市民安全政策室			
4. 災害時の情報伝達の手法の検討			
突然の集中豪雨等の際に、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えて、聴覚障害者への情報伝達手法の啓発を進めます。 市民安全政策室 障害福祉室			

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）	
分野別施策	今後の方向性	第6期（R3～R5）からの課題	分野別施策の行動目標（案）
2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実	<p>① 関係機関の連携による一貫した支援</p> <p>② 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大</p> <p>③ 障害者雇用の促進</p> <p>④ 社会的雇用の推進</p>	<p>・ 令和6年(2024年)4月に実施される法定雇用率の引き上げをふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。</p> <p>・ 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率3%以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。</p> <p>・ 知的・精神障害者の市職員採用の拡充を目指し、庁内での働きかたについて研究が必要です。</p> <p>・ 市が出資・補助等を行っている法人に対し、改正後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。</p> <p>・ 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取組みの検証を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。</p> <p>・ 就労系通所事業所情報交換会を活用し、各事業所の取り組みや対応方法を共有し、事業所間で必要な連携ができる体制を整える必要があります。</p>
	(2) 多様な日中活動や就労の場の確保と支援	<p>① 福祉的就労の場の自立・安定の支援</p> <p>② 市立施設の役割・機能の検討</p>	<p>・ 優先調達推進方針に基づく取組みを進めるとともに、さらなる拡大に向けてワークシェアなど役務の提供のあり方を検討する必要があります。</p> <p>・ 市立あかつき園の再整備を含めた重度・重複障害者の日中活動の場の確保を進める必要があります。</p>
			<p>1. (一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施</p> <p>① (一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関と連携を図りながら、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援、離職となった場合の再就職に向けた取組みなど、障害者の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。 (一財)箕面市障害者事業団 障害福祉室</p> <p>② 豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。 箕面営業室</p> <p>③ 箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。 地域包括ケア室</p> <p>④ 障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。 箕面営業室</p> <p>2. 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大</p> <p>① 職場実習を受け入れた民間事業者へ協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。 箕面営業室</p> <p>② 職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。 箕面営業室</p> <p>3. 障害者雇用の促進</p> <p>① 市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率3%達成に向けた採用募集手法を検討します。 人事室</p> <p>② 市における実習の受け入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。 人事室 障害福祉室</p> <p>③ 市の障害者職業生活相談員を選任し、障害者の庁内での職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援します。 人事室</p> <p>④ 市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組みの実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。 全関係課室</p> <p>4. 社会的雇用の推進</p> <p>① (一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえ、引き続き支援を実施します。 (一財)箕面市障害者事業団 障害福祉室</p> <p>② (一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援のあり方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。 (一財)箕面市障害者事業団 障害福祉室</p> <p>1. 福祉的就労の場の自立・安定の支援</p> <p>① 市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組みを推進し、工賃向上につなげます。 障害福祉室</p> <p>2. 市立施設の役割・機能の検討</p> <p>① 「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計(案)」による、今後の整備必要数の推計の見直し等をふまえ、必要な新施設の整備を進めます。 障害福祉室</p>

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）	
分野別施策	今後の方向性	第6期（R3～R5）からの課題	分野別施策の行動目標（案）
4 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実	① 関係機関の連携による健康管理の推進 ・生活習慣病の重症化予防に向け、支援が必要な方に対する相談体制の充実を図っていく必要があります。 ・個々のケースに対し、適切な時期により効果的な対応ができるよう、健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携強化が必要です。	1. 関係機関の連携による健康管理の推進 ① 健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。 地域保健室 子どもすこやか室 ② 自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネジャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。 地域保健室
	(2) 地域医療体制の充実	① 医療の円滑な利用の支援 ・市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の充実が必要です。 ・保健所との連携強化に努める必要があります。 ・障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携を進める必要があります。 ・バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。	1. 市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ ① 新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。 審査指導室 ② 市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実を図ります。 市立病院(病院経営室) 2. 医療の円滑な利用の支援 ① 「重度障害者医療費助成」、「障害児(者)個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。 介護・医療・年金室 障害福祉室 ② 在宅療養をする障害者や難病患者がより安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関と連携に取り組みます。 障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室 ③ 歯科医療機関への通院が難しかったかの相談受付・調整を行うために設置された、(一社)箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を進めます。 地域保健室
	(3) 医療的ケアに関する対応	① 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進 ・医療的ケアを受けられる社会基盤の充実に取り組む必要があります。	3. 精神科医療を中心とした精神障害者への支援 ① 保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。 障害福祉室 地域包括ケア室 ② 保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携を進めます。 障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室
	(4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実	① リハビリテーション等の提供の推進 ・訪問リハビリテーションの実施内容の充実を図る必要があります。 ・関係機関との連携を強化し、在宅リハビリテーションの支援を進める必要があります。	1. 医療的ケアに関する支援基盤の充実促進 ① 府ホームページで公表されている、介護職による喀痰吸引等が可能である登録喀痰吸引等事業者等の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。 障害福祉室 ② 障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。 障害福祉室 ③ 病院や重症心身障がい者(児)入所施設(療養介護及び指定医療型障害児入所施設)における医療型短期入所について、広域的な基盤整備が進むよう大阪府に対して要望を行います。 障害福祉室 1. 生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援 ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。 障害福祉室 2. 在宅リハビリテーションの支援 ① 個々のケースに対して、関係機関の連携を密にし、在宅生活の支援に取り組みます。 障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）																																
分野別施策	今後の方向性	第6期（R3～R5）からの課題	分野別施策の行動目標（案）																															
5 療育・教育の充実	(1) 療育・支援保育及び教育・相談体制の充実	<p>① 支援保育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前保育・教育施設とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。 ・療育の専門性の向上とあわせて、保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。 ・民間児童発達支援事業所や就学前保育・教育施設の支援保育・教育とさらなる連携を図る必要があります。 	<p>1. 就学前保育・教育施設における支援保育・教育の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>① 段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえて、公立の就学前保育・教育施設の保育環境改善を適宜実施します。</td> <td>学校施設管理室 保育幼稚園総務室</td> </tr> <tr> <td>② 就学前保育・教育施設において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。</td> <td>保育幼稚園総務室</td> </tr> <tr> <td>③ 市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。</td> <td>保育幼稚園総務室</td> </tr> <tr> <td>④ 児童発達支援事業所(あいあい園)等(令和7年4月に児童発達支援センターとして設置予定)の療育部門や保健師との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めます。</td> <td>保育幼稚園総務室</td> </tr> <tr> <td>⑤ 市内就学前保育・教育施設に向けて、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。</td> <td>保育・幼児教育センター</td> </tr> </table>	① 段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえて、公立の就学前保育・教育施設の保育環境改善を適宜実施します。	学校施設管理室 保育幼稚園総務室	② 就学前保育・教育施設において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	保育幼稚園総務室	③ 市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	保育幼稚園総務室	④ 児童発達支援事業所(あいあい園)等(令和7年4月に児童発達支援センターとして設置予定)の療育部門や保健師との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めます。	保育幼稚園総務室	⑤ 市内就学前保育・教育施設に向けて、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	保育・幼児教育センター																					
	① 段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえて、公立の就学前保育・教育施設の保育環境改善を適宜実施します。		学校施設管理室 保育幼稚園総務室																															
② 就学前保育・教育施設において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	保育幼稚園総務室																																	
③ 市民や保護者からの相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	保育幼稚園総務室																																	
④ 児童発達支援事業所(あいあい園)等(令和7年4月に児童発達支援センターとして設置予定)の療育部門や保健師との連携を図り、相談や保育内容の充実に努めます。	保育幼稚園総務室																																	
⑤ 市内就学前保育・教育施設に向けて、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	保育・幼児教育センター																																	
(2) 学校におけるインクルーシブ教育の充実	<p>② 療育・相談体制の充実</p> <p>① 学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化適合基準に基づき、必要な改修を行う必要があります。 ・支援学級数、支援学級在籍児童数および通常学級での支援が必要な児童数の増加にともなう支援体制のさらなる充実と関係機関との連携が必要です。 ・障害児通所支援(放課後等デイサービス等)の制度の更なる周知と適切かつ有効な利用を推進する必要があります。 <p>② 個別ニーズに応じた学びの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害や発達相談の増加に伴う、相談体制の充実と関係機関との連携を強化する必要があります。 ・放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童が申し込みをしやすいよう案内に留意する必要があります。 ・放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童からの利用希望を受け入れられるよう体制を整える必要があります。 <p>③ 医療的ケアへの対応の充実</p>	<p>2. 早期療育事業の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>① 令和7年4月に診療所を併設した箕面市立児童発達支援センターを開設し、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた児童発達支援等や機能訓練を引き続き提供するとともに、地域における障害児支援の中核的役割として、発達支援が必要な子どもや多様な障害のある子ども等に対する地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)</td> </tr> <tr> <td>② 関係機関と連携しながら発達支援事業(親子教室)を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実をめざします。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)</td> </tr> <tr> <td>③ 早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、就学前保育・教育施設の支援保育・支援教育及び民間児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)</td> </tr> <tr> <td>④ 発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者への支援のため、発達相談「ゆう」を核として関係機関や就学前保育・教育施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。特に、就学前保育・教育施設との連携については、保育・幼児教育センターとの協働を図ります。また、小学校への引継ぎにあたっては、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への情報提供を行い、その支援にあたっては、保育・幼児教育センター、人権施策室との連携を図ります。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室</td> </tr> </table> <p>1. 市立小中学校等における基礎的環境整備及び合理的配慮の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>① バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。</td> <td>学校施設管理室</td> </tr> <tr> <td>② 障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育支援員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>③ 災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。</td> <td>人権施策室</td> </tr> </table> <p>2. 個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実</p> <table border="1"> <tr> <td>① 支援学級に在籍している子どもはもとより、通常学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>② 箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>③ 支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取組みます。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>④ 関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>⑤ 箕面市支援教育充実検討委員会において、支援教育の充実に向けた議論を進めます。</td> <td>人権施策室</td> </tr> </table> <p>3. 医療的ケアへの対応の充実</p> <table border="1"> <tr> <td>① 医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護支援員の配置など体制の充実に努めます。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>② 医療的ケアに係る関係機関等で連携し、情報共有や支援のあり方を検討します。</td> <td>人権施策室</td> </tr> <tr> <td>③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。</td> <td>子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室</td> </tr> </table>	① 令和7年4月に診療所を併設した箕面市立児童発達支援センターを開設し、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた児童発達支援等や機能訓練を引き続き提供するとともに、地域における障害児支援の中核的役割として、発達支援が必要な子どもや多様な障害のある子ども等に対する地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)	② 関係機関と連携しながら発達支援事業(親子教室)を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実をめざします。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)	③ 早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、就学前保育・教育施設の支援保育・支援教育及び民間児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)	④ 発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者への支援のため、発達相談「ゆう」を核として関係機関や就学前保育・教育施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。特に、就学前保育・教育施設との連携については、保育・幼児教育センターとの協働を図ります。また、小学校への引継ぎにあたっては、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への情報提供を行い、その支援にあたっては、保育・幼児教育センター、人権施策室との連携を図ります。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)	⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室	① バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室	② 障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育支援員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室	③ 災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室	① 支援学級に在籍している子どもはもとより、通常学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。	人権施策室	② 箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室	③ 支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取組みます。	人権施策室	④ 関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。	人権施策室	⑤ 箕面市支援教育充実検討委員会において、支援教育の充実に向けた議論を進めます。	人権施策室	① 医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護支援員の配置など体制の充実に努めます。	人権施策室	② 医療的ケアに係る関係機関等で連携し、情報共有や支援のあり方を検討します。	人権施策室	③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室
① 令和7年4月に診療所を併設した箕面市立児童発達支援センターを開設し、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた児童発達支援等や機能訓練を引き続き提供するとともに、地域における障害児支援の中核的役割として、発達支援が必要な子どもや多様な障害のある子ども等に対する地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)																																	
② 関係機関と連携しながら発達支援事業(親子教室)を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実をめざします。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)																																	
③ 早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、就学前保育・教育施設の支援保育・支援教育及び民間児童発達支援事業所とのさらなる連携に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)																																	
④ 発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者への支援のため、発達相談「ゆう」を核として関係機関や就学前保育・教育施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実に努めます。特に、就学前保育・教育施設との連携については、保育・幼児教育センターとの協働を図ります。また、小学校への引継ぎにあたっては、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への情報提供を行い、その支援にあたっては、保育・幼児教育センター、人権施策室との連携を図ります。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室)																																	
⑤ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室																																	
① バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室																																	
② 障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育支援員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室																																	
③ 災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室																																	
① 支援学級に在籍している子どもはもとより、通常学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。	人権施策室																																	
② 箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室																																	
③ 支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取組みます。	人権施策室																																	
④ 関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。	人権施策室																																	
⑤ 箕面市支援教育充実検討委員会において、支援教育の充実に向けた議論を進めます。	人権施策室																																	
① 医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護支援員の配置など体制の充実に努めます。	人権施策室																																	
② 医療的ケアに係る関係機関等で連携し、情報共有や支援のあり方を検討します。	人権施策室																																	
③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室																																	

第4次Nプラン		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～R8）		
分野別施策		今後の方向性	分野別施策の行動目標（案）	
5 療育・教育の充実	(2) 学校におけるインクルーシブ教育の充実	④相談体制の充実	4. 相談体制の充実 ① 児童生徒指導室(相談室)(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。 児童生徒指導室 ② 「いじめ・体罰ホットライン」およびメール相談の活用により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。 児童生徒指導室	
		⑤放課後等の居場所の充実		5. 放課後等における活動の場の充実 ① 放課後等デイサービスの利用によって、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるように、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。 子どもすこやか室(総合保健福祉センター分室) ② 放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施において、受け入れのための人員配置・体制づくりを進めながら、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりに取り組めます。 放課後子ども支援室
6 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進	①人権行政・人権啓発の推進	・「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。 ・ 障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取り組みが必要です。	
		②差別意識・偏見の解消の取組み		1. 「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現 ① 人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化を図ります。 人権施策室 ② 箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権施策の総合的な推進を図ります。 人権施策室
		③苦情解決システムの活用		2. 市と市民の協働による人権啓発の推進及び差別解消に向けた取組 ① 障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携して取り組めます。 人権施策室 ② 「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じ、市民との協働による啓発を進めます。 障害福祉室 ③ 市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等により市民に広く啓発を行います。 人権施策室 ④ 障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。 障害福祉室 ⑤ 人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。 人権施策室
	(2) 権利擁護の推進	②虐待防止の取組み	1. 保健福祉サービスにおける苦情解決制度によるサービス利用者の権利擁護の推進 保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を防ぎます。 健康福祉政策室	
		③成年後見制度等の推進	2. 虐待防止の取組み 障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組みを進めます。 地域包括ケア室 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	
		④機会提供の推進	3. 成年後見制度等の推進 ① 成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。 地域包括ケア室 あわせて、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い、成年後見制度の周知を進めます。 ② 生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。 地域包括ケア室 ③ 箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(まかせてねッ)への支援を行います。 健康福祉政策室	
7 会 の ス ポ ー ツ ・ 文 化 活 動 等 の 社 会 参 加 の 機 会 の 充 実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	①機会提供の推進	・ 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、適切に課題を把握し、一層の改善に努める必要があります。 ・ バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。 ・ バリアフリースポーツ教室の広報の方法を検討し、参加者の増加を図る必要があります。 ・ 多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツの種目の検討を進める必要があります。	
		②情報保障の充実		1. 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進 スポーツ施設・文化施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。 建築室
		③人的支援の推進		2. 民間事業者に対する施設のバリアフリー化の働きかけ 民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。 審査指導室
		④障がい者がスポーツに参加する機会の確保		3. 障がい者がスポーツに参加する機会の確保 ① バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室などの開催にあたり、実施時期や定員を検討し、障がい者がスポーツに参加する機会の確保に努めます。 保健スポーツ室 ② 地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進するため、種目について検討を進めます。 保健スポーツ室
⑤障がい者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保	4. 障がい者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保 ① 障がい者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。 全関係課室 ② 障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。 障害福祉室			